



流 福 審 第 5 号
平成 27 年 6 月 2 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会 長 小島 富美子



「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部
改正について（答申）

平成 27 年 4 月 28 日付け、流社第 38 号で諮問のあった「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 条例の趣旨について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」においては、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」が基本理念の一つとして掲げられています。

このような基本理念に基づき、今後、障害者の活動の場を拡大し、福祉の向上及び充実を図ることは市においても重要な課題であると考えられます。

以上の観点から、条例の一部改正によって、身体障害者福祉センターを障害者福祉センターと改称するとともに、障害の種別に関わらず、すべての障害者が施設を利用できるよう利用対象者を拡大することについては、妥当であると考えます。

2 市の取り組みについて

条例の一部改正に伴い、市が取り組むべき施策に関して、次の意見を申し添えます。

- (1) 利用者の範囲の拡大に伴い、今後、利用者の数が増加することが予想される。それらの利用者への対応をスムーズに行うことができるよう、適切な人員配置及び設備面の対応を

行うこと。

- (2) 従来の身体障害者福祉センターは身体障害者に利用対象を限定した施設であった。利用者の範囲を拡大することによって、サービスの内容が低下することのないようにすること。また、身体障害者団体等に対して事前に十分な説明を行い、理解を得られるようにすること。
- (3) 今後、利用対象者が拡大することに伴い、障害者福祉センターに対するニーズも多様化することが予想される。このような状況を考慮し、利用者のニーズに応じられるよう、必要な専門性を持った職員の配置及び職員の専門性の更なる向上に努めること。
- (4) 障害者福祉センターの運営に当たっては、利用者等、障害をもつ当事者の意見を随時聴き取るよう努め、それを業務に反映させるよう努めること。